

ケーブルテレビ複線化等整備支援事業

- 災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビネットワーク等について
 - ・ネットワークの切断が想定される箇所等のループ化、複線化、一部無線化等
 - ・条件不利地域における「ループ化等と同時に行う」老朽化した既存幹線の更新に要する費用の一部を補助。
- 監視制御機能の強化、電源機能の維持に係る整備及び受信点の設備の強靱化については、ループ化等とあわせて整備する場合に限らず単独の整備についても補助。

事業イメージ

○ 補助対象

市町村、市町村、第三セクター又はこれらの連携主体（これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者（承継事業者を含む。）

○ 補助率

- (1)市町村及び市町村の連携主体:1/2
- (2)第三セクター及び第三セクターの連携主体:1/3
(※条件不利地域は1/2)
- (3)承継事業者及び承継事業者の連携主体:1/3
(※条件不利地域は2/3)

○ 補助対象経費

局舎・センター施設、伝送路設備、送受信装置、電源設備、監視制御装置、ヘッドエンド装置 等

